

令和8年度障がい者ITサポートセンター運営事業委託業務プロポーザル公告

製造の請負、物件の買入れその他の契約に係る公募型プロポーザル方式実施要領（平成28年3月31日27契検第160号。以下「実施要領」という。）に基づき、公募型プロポーザル方式により契約の相手方を選定するため、次のとおり企画提案書を公募します。

令和8年2月10日

長野県健康福祉部障がい者支援課長

1 業務の概要

（1）業務名

令和8年度障がい者ITサポートセンター運営事業委託業務

（2）業務の目的

高度情報化社会の進展に対応して情報のバリアフリー化を推進し、障がい者の社会参加の促進を図るため、障がい者等からのITに関する利用相談に対応するほか、ITを活用した就労に関する情報提供及び支援を行う総合的なサービス拠点を設置する。

（3）業務内容

① IT活用支援事業

ITサポートコーディネーターが障がい者等に対し、以下の活動を行う。

ア ITに関する利用相談

パソコン等情報通信機器の利用方法や支援機器の提案、パソコン利用によるテレワーク等の就労相談等の様々な相談に応じる。

イ ITに関する情報提供等

パソコン等情報通信機器の展示、体験実習を行うとともに、インターネットにより機器の紹介や雇用事例等の情報を提供する。

ウ タブレット端末等によるIT活用の促進

デモ機等を用いて、タブレット、スマートフォン等を利用したIT活用に関する講習会の企画・運営を行う。また、IT機器利用に係る情報セキュリティに関する普及啓発を行う。

エ 障害福祉サービス事業所訪問講習

障がい者のIT機器の利用促進とIT利活用による社会参画促進等を目的として、障害福祉サービス事業所への訪問講習等の方法により障がい者用周辺機器の情報提供・提案や普及啓発を行う。

オ ITに関する障がい者の就労支援

新たな就労需要を開拓するため、企業訪問を行う他、テレワーク等のITを活用した障がい者の就労について支援を行う。

② テレワークの推進

障がい者のテレワークを推進するため、セミナーの開催や情報提供等を行う。

ア セミナー等の開催

テレワークに関するセミナー又は勉強会を開催し、先進事例の紹介や必要な知識・技術等の普及啓発を行う。

イ テレワークに関する情報提供

テレワーク希望者やその支援者等を対象に、模擬的なテレワークの場の提供や必要なスキル、周辺機器等に関する情報提供を行う。

ウ テレワーク協力企業の開拓

障がい者のテレワーク形態による就労を推進するため、企業に対して情報提供とともに、テレワーク実践事例の情報収集、テレワークによる就労受入れ企業の開拓に努める。

(4) 仕様等

別添「令和8年度障がい者ITサポートセンター運営事業委託業務仕様書（案）」のとおり（仕様書（案）の委託業務内容は現時点での予定であり、今後、提案内容等をふまえて契約当事者間の協議に基づき変更する可能性がありますので、御了承ください。契約後の仕様変更については、その都度委託者から協議します。）

(5) 企画提案を求める具体的な項目

- ① 業務の実施体制及び実績
- ② 業務の内容
- ③ 関係機関等との連携
- ④ 業務に要する経費及びその内訳

(6) 業務の実施場所

県内一円

(7) 履行期間又は履行期限

令和8年（2026年）4月1日から令和9年（2027年）3月31日まで

(8) 費用の上限額

3,586,000円（消費税額及び地方消費税の額を含む。）

2 応募資格要件

公募型プロポーザル方式に応募する者は、次の各号に掲げる要件を満たさなければなりません。これらの要件を満たさない者が行った実施要領第19の企画提案書の提出から第31の契約の締結までの手続は無効とします。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4第1項及び財務規則第120条第1項の規定により入札に参加することができない者でないこと。
- (2) 物品購入等入札参加資格者に係る入札参加停止措置要領（平成23年3月25日付け22管第285号）に基づく入札参加停止の措置を受けていないこと。
- (3) 長野県建設工事等入札参加資格者に係る入札参加停止措置要領（平成23年3月18日付け22建政技第337号）に基づく入札参加停止の措置を受けていないこと。
- (4) 長野県暴力団排除条例（平成23年長野県条例第21号）第2条第2号に規定する暴力団員又は同条例第6条第1項に規定する暴力団関係者ではないこと。
- (5) 県税、消費税及び地方消費税を完納していること。
- (6) 労働保険、厚生年金保険及び健康保険に加入する義務がある者にあっては、これらに加入していること。

- (7) 法人であって、ITサポートコーディネーターを配置し、県内全域を対象に活動できる者であること。
- (8) 長野県内に本店、支店又は営業所を有していること。
- (9) ITを活用した障がい者の社会参加及び就労支援の実績を有する者であること。

3 参加申込書の作成・提出

公募型プロポーザル方式に応募する者は、次に掲げる事項に留意の上、参加申込書を提出するものとします。提出期限までに参加申込書を提出しない場合は、企画提案書を提出することができません。

- (1) 参加申込書の作成様式

様式第3号による。

- (2) 参加要件具備説明書類のとりまとめ様式

様式第3号の附表による。

- (3) 担当課・問合せ先

〒380-8570 長野県長野市大字南長野字幅下 692-2
長野県健康福祉部障がい者支援課共生社会推進係
担当 伊達
電話 026-235-7105 (※)
FAX 026-234-2369
メール fuku-shakai@pref.nagano.lg.jp

(※)午前9時から午後4時30分まで(午前8時30分から9時及び午後4時30分から5時15分の間は県庁代表電話(026-232-0111)におかけください)

- (4) 参加申込書の提出期限並びに提出先及び方法

① 提出期限 **令和8年2月20日(金)** (土曜日、日曜日及び休日※は除く。提出時間は持参の場合は午前9時から午後5時まで。それ以外の場合は午後5時まで。)

(※長野県の休日を定める条例(平成元年長野県条例第5号)第1条に規定する県の休日をいう。以下同じ。)

② 提出先 3 (3) に同じ。

③ 提出方法 持参、郵送又はメールとします。

ただし、郵送の場合は提出期限までに到達したもの、メールによる場合は、提出期限までに提出先のメールアドレスで受信できたものに限ります。郵送又はメールの場合は、電話で到達確認をお願いします。)

- (5) 応募資格要件の審査

応募資格については、参加申込書及び資格要件具備説明書類に基づき審査します。

- (6) 非該当理由に関する事項

① 参加申込書提出者のうち、応募資格要件に該当しなかった者に対しては、該当とならなかつた旨及びその理由(非該当理由)を令和8年3月10日(火)までに書面により障がい者支援課長から通知します。

② 上記①の通知を受けた者は、通知を受けた日の翌日から起算して10日(土曜日、日曜日及び休日は除く。)以内に、書面(様式自由)により障がい者支援課長に対して非該当理由

について説明を求めることがあります。

- ③ 非該当理由についての説明を求められたときは、書面を受理した日の翌日から起算して10日（土曜日、日曜日及び休日は除く。）以内に書面により回答します。
- ④ 非該当理由の説明請求の受付
 - ア 受付場所 3（3）と同じ。
 - イ 受付時間 上記②の期間中、午前9時から午後5時まで。（土曜日、日曜日及び休日は除く。）

（7）その他の留意事項

- ① 応募資格要件の非該当者以外の者への通知は行いません。
- ② 参加申込書提出後に辞退する場合は、辞退届（任意様式）を提出してください。

4 説明会

説明会は開催しません。

5 不明な点がある場合の質問の受付場所、受付期限、受付方法及びその回答方法

- （1）受付場所 3（3）と同じ
- （2）受付期限 令和8年3月6日（金）正午まで（土曜日、日曜日及び休日は除く。提出時間は午前9時から午後5時まで。）
- （3）受付方法 業務等質問書（様式第6号）をFAX又はメールにより提出するものとします。
- （4）回答方法 障がい者支援課長が求める企画提案項目に係る質問及び企画提案書の提出等の事務手続に係る一般的な質問の場合は、随時長野県公式ホームページで公表します。ただし、選定審査に関する質問には回答できません。

6 企画提案書の作成・提出

- （1）企画提案書の作成様式
様式第8号による。
- （2）企画書の作成様式
様式第8号の附表による。
- （3）企画書記載上の留意事項
業務に要する経費は、本業務の実施に当たり必要な経費の合計額を記載してください。また、経費の合計額は1（8）に示す費用の上限額以内となるようにしてください。
- （4）企画提案書に関する質問の受付場所、受付時間、受付方法及びその回答方法
 - ① 受付場所 3（3）と同じ。
 - ② 受付時間 午前9時から午後5時まで（土曜日、日曜日及び休日は除く。）
 - ③ 受付方法 業務等質問書（様式第6号）をFAX又はメールにより提出するものとします。
 - ④ 回答方法 企画提案内容に係る質問の場合は、原則として非公開としますが、質問者に対してはFAX又はメールにより回答します。
- （5）企画提案書の提出期限並びに提出先及び方法
 - ① 提出期限 令和8年3月13日（金）（必着）（土曜日、日曜日及び休日は除く。提出時間は午前9時から午後5時まで。）
 - ② 提出先 3（3）と同じ。

- ③ 提出部数 6部（原本1部、コピー5部）
 ④ 提出方法 持参、郵送又はメールとします。

ただし、郵送の場合は提出期限までに障がい者支援課に到達したもの、メールによる場合は、提出期限までに提出先のメールアドレスで受信できたものに限ります。郵送又はメールで提出した場合は、必ず、到達したことを電話で3（3）の担当者に確認してください。）

（6）企画提案の選定基準

企画提案は、次の基準に基づいて選定します。

評価項目	評価内容	配点
業務の実施体制及び実績	<ul style="list-style-type: none"> ITサポートコーディネーターの配置予定者が資格、経験等から適切な人材と認められるか。 本事業の実施にあたって評価できる取組の実績があるか。 	25
業務の内容	事業全体の実施計画	<ul style="list-style-type: none"> 適切な認識、方針をもって事業実施することが見込めるか。 多様な障がいに対応したIT活用の支援が実施可能と認められるか。
	ITに関する利用相談、情報提供	<ul style="list-style-type: none"> IT利用に関する相談に対して適切な方針、方法で対応できるか。 機器、ソフトに関する情報提供が適切に実施できると見込めるか。
	タブレット端末の利用促進	<ul style="list-style-type: none"> モバイル機器の活用に関する講習会の計画、運営方法等が具体的で適切か。 情報セキュリティに関する普及啓発が適切な方法で実施できるか。
	障害福祉サービス事業所等への訪問講習	<ul style="list-style-type: none"> 障害福祉サービス事業所を通じたIT機器の利活用の普及啓発について、具体的な計画、方法となっており、実現性と効果が見込めるか。
	ITに関する障がい者の就労支援	<ul style="list-style-type: none"> テレワーク等によるITを活用した障がい者の就労について、支援の計画、方法、就労希望者の確保等について具体性、実現性が認められるか。
	テレワークの推進を目的とするセミナー等の開催	<ul style="list-style-type: none"> テレワーク推進のためのセミナーについて、開催計画、運営方法、内容、目標等に関して具体的で、有益なものとなることが見込めるか。
関係機関等との連携	テレワークに関する情報提供及びテレワーク協力企業の開拓	<ul style="list-style-type: none"> 当事者及び支援者、企業に向けて有効な情報提供ができる取組を計画しているか。 企業からの情報収集、受入れ先の開拓について、有効な計画、方法と認められるか。
関係機関等との連携	連携を予定する関係団体、民間企業等及び連携方法	<ul style="list-style-type: none"> 障がい者等からのあらゆる相談に応じられるよう、関係団体、民間企業等の適切な機関と連携ができるか、連携方法が具体的か。

業務に要する経費及びその内訳	事業実施に係る経費の計画	・経費が適切に配分され、上限額以内となっているか。 ・高い費用対効果が見込めるか。	10
合計			100

(7) 企画提案の選定の方法

- ① 企画提案評価会議評価書（様式第9号）により評価を行い、企画提案の合計点について最高点となったものを委託候補者とします。なお、同点の場合は、座長が指名する者を委託候補者とします。なお、出席構成員の評価点の平均点が60点未満の場合は選定しません。
- ② 企画提案書の選定に当たっては、企画提案評価会議を開催し、提出書類により評価を行います。ただし、参加申込者には出席を求めません。
- ③ プレゼンテーションの実施日時及び場所
2者以上の応募があった場合はプレゼンテーションを開催します。開催日、開催場所、開催時間等については障がい者支援課から対象者に対して通知します。

(8) 選定者、非選定者への通知及び公表に関する事項

- ① 企画提案書を提出した者のうち企画提案が選定され、見積業者に選定された者に対して、その旨を見積業者選定通知書により障がい者支援課長から通知します。
- ② 上記①以外の者に対して、選定されなかった旨及び選定されなかった理由（以下「非選定理由」という。）を見積業者非選定通知書により障がい者支援課長から通知します。
- ③ 見積業者を選定したときは、遅滞なく、見積業者選定経過書（様式第13号）及び企画提案評価会議評価書（様式第9号）を長野県公式ホームページに掲載するとともに、障がい者支援課において閲覧に供します。

(9) 非選定理由に関する事項

- ① 上記（8）②の見積業者非選定通知書を受けた者は、通知を受けた日の翌日から起算して10日（土曜日、日曜日及び休日は除く。）以内に、書面（様式自由）により障がい者支援課長に対して非選定理由について説明を求めることができます。
- ② 非選定理由についての説明を求められたときは、書面を受理した日の翌日から起算して10日以内（土曜日、日曜日及び休日は除く。）に書面により回答します。
- ③ 非選定理由の説明請求の受付
 - ア 受付場所 3（3）と同じ。
 - イ 受付時間 上記①の期間中、午前9時から午後5時まで。（土曜日、日曜日及び休日は除く。）

(10) その他の留意事項

- ① 企画提案書は複数提出することはできません。
- ② 提出された企画提案書の内容は、変更することができません。
- ③ 提出された企画提案書は、返却しません。
- ④ 企画提案書の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とします。
- ⑤ 提出された企画提案書は、企画提案書の選定以外には提出者に無断で使用しません。
- ⑥ 参加申込書及び企画提案書に虚偽の記載をした者並びにプレゼンテーションにおいて虚

偽の説明をした者は、失格とともに、虚偽の記載又は説明をした者に対して入札参加停止を行うことがあります。

7 契約書（案）

別添契約書（案）のとおり。

（契約書（案）の内容は現時点での予定であり、契約にあたって、当事者間の協議に基づき変更される場合がありますので、御了承ください。）

8 見積書の提出

- (1) 見積書の提出の依頼の通知を受けた者は、通知を受けた日の翌日から起算して3日以内（3日目が土曜日、日曜日及び休日の場合は、休日明けまで、メールによる場合は該当日の午後5時まで）に、見積書（様式第14号）を障がい者支援課長に提出するものとします。
- (2) 見積書が、(1)の期限までに到達しないときは、当該見積りは無効とします。
- (3) 見積書の提出の依頼の通知を受けた者は、見積りを辞退しようとするときは、理由を示した辞退届（様式任意）を提出してください。
- (4) 見積りを辞退した者は、これを理由として、以降の公募型プロポーザル方式等への参加について不利益な扱いを受けることはありません。

9 契約経過の公表

契約を締結した場合は、遅滞なく、契約業務名、履行場所、業務概要等の契約情報について、長野県公式ホームページに掲載するとともに、障がい者支援課において閲覧に供します。

10 その他

- (1) 必要に応じて参加申込に関する照会を行う場合があります。
- (2) 企画提案書の補足資料がある場合には、プレゼンテーションの実施前までに提出することができます。
- (3) 本業務の委託仕様書は契約候補者が提出した提案書が基本となります。契約候補者と県との協議により最終的に決定します。なお、協議が整わなかった場合は、契約を締結せず、次点者と協議を行うものとします。
- (4) 最終的な事業者の決定は、本事業に係る予算が議会で議決され、令和8年4月1日以降で当該予算の執行が可能になったときとしますので、御了承の上、参加申込みをしてください（議決されなかった場合は本事業を実施しません）。
- (5) 関連情報を入手するための窓口

〒380-8570 長野県長野市大字南長野字幅下 692-2
長野県健康福祉部障がい者支援課共生社会推進係
担当 伊達
電話 026-235-7105 ※3 (3) と同じ
FAX 026-234-2369
メール fuku-shakai@pref.nagano.lg.jp